

公売物件明細書



お問い合わせ先

東吾妻町役場 税務課 収納係

〒377-0892

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046番地

電話0279-68-2111(内線2114)

ホームページ <https://www.town.higashiagatsuma.gunma.jp/>

群馬県吾妻郡東吾妻町

物件明細書

売却区分の番号	東吾妻町－2	見積価額	金182,000円
		公売保証金	金20,000円
財産の表示			
(土地1) 所在: 吾妻郡東吾妻町大字本宿清水 地番: 371番2 地目: 田 地積: 553㎡ (以上登記簿による表示)			
物件の位置	東吾妻町役場坂上出張所の南西約150m(直線距離)付近に位置し、国道406号線の直背に存する田を中心とした山あいの農地地域の一角である。		
公法上の規制	都市計画区域外 農業振興地域内農用地区域内(青地: 第1種農地)		
接道状況	北西側で水路を介して幅員3.5m程度の舗装町道に0.5mほど低く接面するほか、南東側で幅員2m程度の舗装農道に1mほど高く接面している。		
物件の概況	地勢	ほぼ平坦	
	画地条件	間口約14m、奥行き約40m	
	形状	ほぼ長方形の二方路地	
使用状況等	耕作や管理は行われておらず、雑草が繁茂しています。		
特記事項	・農振法上の農用地区域内の第1種農地であり、原則として転用禁止です。 ・買受希望者は東吾妻町農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要となります。東吾妻町農業委員会への買受適格証明書の交付申請期限は、令和7年10月27日(月)です。詳細は東吾妻町農業委員会へお問い合わせください。 ・所有権移転にあたっては、農地法で規定する許可が必要です。		
注意事項	・公売財産の面積は、公簿上によるものです。 ・境界は、隣接所有者と協議する必要があります。 ・土壌汚染や埋設物等に関する専門的な調査は行っておりません。 ・東吾妻町は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 ・権利移転に伴う費用(登録免許税等)は買受人の負担とします。なお、買受人は買受代金の納付後、速やかに町に所有権移転登記を請求してください。 ・東吾妻町は、公売財産の引き渡しの義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等について、すべて買受人自身で行ってください。 ・公売財産は現状引き渡しとなります。東吾妻町は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金の納付及び農業委員会等の許可があった時となります。なお、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となりますが、他の法令等により制限のある場合はこれに従います。 ・東吾妻町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は公売に参加することができません。なお、参加情報に基づき、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがあります。		
その他事項	公売財産は消費税法上の非課税財産です。		

問い合わせ先

東吾妻町役場 税務課 収納係
電話 0279-68-2111(内線2114)

公売財産周辺の概要図



※公売財産周辺地の概要図は、現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。あくまでイメージするための参考としてお考えください。

売却区分番号

東吾妻町-2

土地の見取図



縮尺 1 : 1000

この図面は東吾妻町の固定資産税課税用のものです。町の許可なく複製又は印刷物へ掲載することはできません。
 この図面は、土地の位置について必ずしも現地と一致しない場合があります。詳細については法務局で確認してください。
 当該地番図等の利用により発生する損失、損害等については、町は一切の責任を負いません。

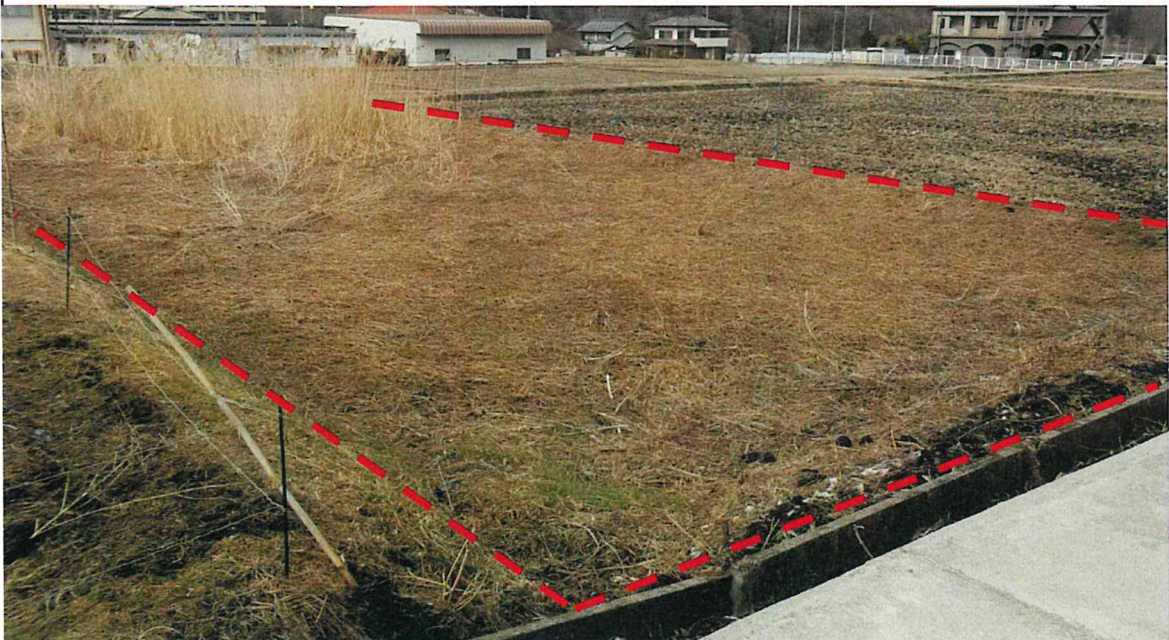
物 件 の 写 真

売却区分番号 東吾妻町-2

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



「土地の見取り図」の①方向から撮影



「土地の見取り図」の②方向から撮影